

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由	異議申立日 異議申立番号	異議申立ての理由等
1	平成26年5月2日 (平成26年度請求 受付番号第184号)	広聴「認識(答申上判断)」する回数批判は、「府民の声」が、「不就学」作るA市教委の事実関係を続けた内訳で有ったが、事実確認不要と分かるもの求める。「政府見解」同等扱い示す。	平成26年5月16日付け 広第1199号	不存在 非公開	請求の趣旨は、「府政情報室が広聴業務の窓口として府民から府によせられた「府民の声」について、仕分けを行い、その内容を所管する所属長へ送付する際に、府政情報室としてその内容について事実確認をする必要がないことの根拠が示されている文書の公開」であると理解した。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、府政情報室では「府民の声」の処理に際して、仕分けを行いその内容を所管する所属長に送付することが業務であり、本請求にかかる文書については、存在せず、保有していないため。	平成26年7月15日 平成26年度第4号	処分の取り消しを行い、「業務の支障」を認識する事実関係を特定せよ。 私の人格を否定する「弁明書」提出し、認識との主張している。職員の認識根拠「法令」判断等々、何ら「認識」至るもの要す。又、府民の声(異議申立人Bの分)性質は、「苦情・抗議」類であり、「苦情」を業務の支障と呼称するには「〃・〃」の不当性示すもの義務負うものとする。
2	平成26年9月29日 (平成26年度請求 受付番号第1016号)	広聴は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(法律第145号)の免責無く、長期年月続く「府民の声」事実関係を「業務の支障」認識している為、「人種差別(ヘイトクライム)」訴える府民の声が、否認は、理由分かるもの求める。	平成26年10月9日付け 広第1660号	不存在 非公開	請求の趣旨は、「府政情報室が広聴業務の窓口として府民から府に寄せられた「府民の声」について仕分けを行い、その内容を所管する所属長へ送付する際に、府政情報室として「府民の声」の内容を否認(否定)する根拠が示されている文書の公開」であると理解した。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、府民文化部府政情報室広報広聴課は、府民等から府に寄せられる提言、要望等を「府民の声」として登録し、仕分けをしたうえで、所管する所属長に送付する業務を行っている部署であり、本請求にかかる文書については存在せず、保有していない。	平成26年10月15日 平成26年度第37号	「子家第1748号」不件(H26. 5/29)は、「厚生省文児第188号」インターネット公開有る主張(明示)地方公務員法第28・29・35条等々「政府官報号外第135号」S40. 12/18処分の取り消しを行い、的確な決定求める。公務員は適宜対応を的確、適正、適切に対処する法律責務負う。「文初中第371号・厚生省文児第188号・収婦第44号」S40. 12/18。 地方公務員法第30・31・33条等々「文初財第464号」等通達類。「大阪府外国籍住民指針」大阪府が行う「広聴」担当の団体応接する。2010(H22)11/8・2014(H26)2/20の民族教育すすめる連絡会・同胞保護者連絡会等々。
3	平成26年10月29日 (平成26年度請求 受付番号第1158号)	広第1874号「公」件(H25.11.28)は、府情第2231号「部開」件(H22.9.21=答申第258号H26.3.14)因果関係示す為、「職員の認識」(答申上の広聴主張)を留意事項示すところ求める。(「弁明書」示す業務の支障)通例は、公務中の認識を示す場合「留意点」「留意事項」を明示有。	平成26年11月12日付け 広第1736号	不存在 非公開	請求の趣旨は、平成26年3月14日付大個審第25号(答申第258号)において、府政情報室の「職員の認識」について記載された箇所及びその留意事項に関連する文書の公開」であると理解した。 かかる理解に基づいて当該答申のすべてを確認したところ、平成24年12月18日付けで大阪府個人情報保護審議会に諮問した府情第2496号に対する答申において、「実施機関の認識」という記載があったが、本答申にかかる弁明書は提出しておらず、留意事項を含めこれに関連する文書については作成していないため保有していない。	平成26年12月11日 平成26年度第59号	憲法第14条・98条2項・政府官報号外第135号(S40.12/18)ヘイトクライムは、認識では無く、人権差別。(日本人との差異扱う)※ヘイトクライム否定するもの世界中欠く!が、C職員行う。 府民の苦情「人種差別」府民の声続くのを「業務の支障」論じる弁明書提出は、答申上「認識」出来るもの要す。※「主観」は違法行為。職員が、府民評価する「客観的な合理性」原則から、「不」不相当。